

運輸安全委員会は、令和7年7月31日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

- 船舶事故調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (18件) [ 109KB]
- 船舶事故等調査報告書一覧 (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (34件) [ 144KB]

上記事故のうち、神戸事務所と広島事務所の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① 遊漁船A(4.34トン) 釣り客負傷

和歌山県串本町潮岬南南西方沖において、遊漁船Aは、西進中、船首方から波を受けて船首部が大きく上下動した際に前部甲板にいた釣り客が甲板上から体が浮いた後、甲板上に落下して腰部を打ち負傷した

② 貨物船A(31,756トン) 漁船B(4.9トン) 衝突

夜間、香川県丸亀市[牛島南岸にある]小浦港南方沖の備讃瀬戸南航路において、貨物船Aは、東北東進中、漁船Bは、えい網しながら東進中、両船が衝突し、両船の船体に損傷を生じた

海難防止への インフォメーション

① 遊漁船A(4.34トン) 釣り客負傷

(和歌山県串本町潮岬南南西方沖において、遊漁船Aは、西進中、船首方から波を受けて船首部が大きく上下動した際に前部甲板にいた釣り客が甲板上から体が浮いた後、甲板上に落下して腰部を打ち負傷した)

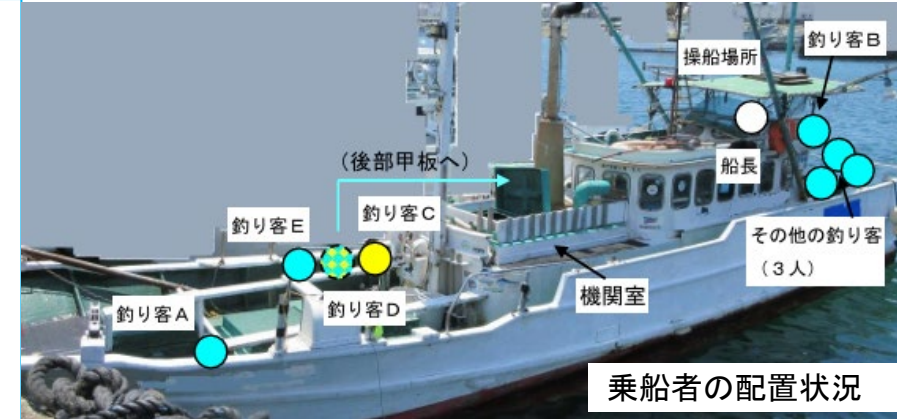
【事故概要】

和歌山県串本町潮岬南南西方沖において、遊漁船A(4.34トン、1人乗組、釣り客8人)は、約3knで西進中、船首方から波高約2mの波を受け、船首部が波頭に乘って上昇した後、波頭から落下して船体に衝撃を受けた

釣り客Aは、他の釣り客が引き縄釣りでかつおを釣る動画を撮影する目的で、ビデオカメラを抱えて前部甲板左舷側前方の甲板上に座っていたところ、甲板上から体が浮いた後、甲板上に落下して腰部を打ち、その後痛みで動けなくなった

釣り客Bは、釣り客Aが自力では動けない状態であることを確認し、他の釣り客と協力して釣り客Aを安静な態勢にして看護を行うとともに、本件撮影を中止し、船長に帰航するよう依頼した

釣り客の1人は、119番通報して救急車の出動を依頼した



《再発防止策》

- (1) 遊漁船の船長は、航行中、波の影響により船体が動揺する場合には、乗船者に注意を促すとともに、乗船者を動揺が比較的小さい船体中央よりも後方に移動させること
- (2) 遊漁船の船長は、気象情報や乗船する利用者数など、業務規程で定めた利用者の安全確保に必要な情報を厳正に確認すること
- (3) 遊漁船の船長は、出航に際して安全の確保のために利用者が遵守すべき事項を利用者に周知すること
- (4) 遊漁船の船長は、航行中は利用者全員が安全な状態であることを適宜確認すること

《原因・背景等》

- ◎ **船長は、前部甲板左舷側前方の甲板上に座っていた釣り客Aを船体中央より後方に移動させなかったため、船首方から波を受けて船首部が大きく上下動した際、釣り客Aが甲板上から体が浮いた後、甲板上に落下して腰部を打った**
- **本船の業務規程には、「船長は、『航行中に波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方に乗船すること』など、出航前に安全の確保のために利用者が遵守すべき事項を乗船者に周知する」旨の記載があった**
- **串本町には、24日15時36分に波浪注意報が、25日04時20分に強風注意報がそれぞれ発表され、本事故当時、いずれも継続中であったが、船長は、海上警報等の発表の有無を確認しなかった**

* 参照1:運輸委員会ダイジェスト第41号「遊漁船の安全運航に向けて ～釣り客の脊椎骨折等事故の防止のために～」

https://jtsb.mlit.go.jp/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No41_all.pdf

* 参照2:地方分析集「遊漁船・瀬渡船の事故防止のために！」

<https://jtsb.mlit.go.jp/bunseki-kankoubutu/localanalysis/04kobe/20210727kbanalysis.pdf>

* 本調査報告書は、R7.7.31に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい

【発生日時】令和6年2月27日16時00分ごろ

【発生場所】和歌山県串本町潮岬南南西方沖

【死傷者】重傷1人(釣り客A:第2腰椎圧迫骨折、48日間の長期入院加療)

【損傷等】なし

海難防止への インフォメーション

② 貨物船A(31,756トン) 漁船B(4.9トン) 衝突

(夜間、香川県丸亀市[牛島南岸にある]小浦港南方沖の備讃瀬戸南航路において、貨物船Aは、東北東進中、漁船Bは、えい網しながら東進中、両船が衝突し、両船の船体に損傷を生じた)

【事故概要】

夜間、香川県丸亀市[牛島南岸にある]小浦港南方沖の備讃瀬戸南航路において、貨物船A(31,756トン、22人乗組、石炭約30,000t積載、水先人Aが乗船中)は、約11knで東北東進中、漁船B(4.9トン、1人乗組)は、底びき網漁の目的で、トロール従事船の灯火を表示し、約0.3knでえい網しながら東進中、両船が衝突した

【発生日時】 令和5年10月13日18時40分ごろ
 【発生場所】 香川県丸亀市[牛島]小浦港南方沖
 【死傷者】 なし
 【損傷等】 A船: 右舷船首部外板に擦過傷
 B船: ネットローラーに損壊、左舷船尾部ブルワークに亀裂、左舷船尾部外板に擦過傷

《原因・背景等》

◎ 水先人Aは、船首方に認めたB船に対する見張りを適切に行わないまま、安全に通過できると思い、B船の進路を大幅に避けなかったため、B船と予想以上に接近していることに気付くのが遅れた

- ・ 水先人Aは、船首方約370mにトロール従事船の灯火を表示して東進するB船を認め、B船の北方を安全に通過できると思った
- ・ A船は、B船のえい網用のワイヤに接触し、同ワイヤにより引き寄せられたB船と衝突した

◎ 船長Bは、A船がえい網中のB船を避けてくれると思い、周囲の見張りを適切に行わなかったため、A船の接近に気付くのが遅れた

- ・ 船長Bは、船尾方にA船を認め、レーダーで距離が約1kmであることを確認したが、ふだん航行中の他船が操業中のB船を避けていたのでA船もB船を避けてくれるものと思い、その後、A船の見張りを行っていなかった

《再発防止策》

- ・ 操船者及び水先人は、予断を持たず、目視、レーダーなど状況に適した全ての手段により、適切に見張りを行うこと
- ・ 漁船の船長は、操業している際も、他船が自船を避けてくれると思うことなく、余裕のある時機に自ら衝突を避けるための措置を積極的に採ること

* 本調査報告書は、R7.7.31に公表されました。 詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい



事故発生経過概略図